

二葉一丁目区営住宅のエレベーター設置に関する陳情について

1. 二葉一丁目区営住宅の現状

- (1) 構造 RC5階建て
1階保育園、2階図書館の複合施設、3～5階が住宅
- (2) 戸数 24戸
- (3) 建設年度 昭和44年度

2. 品川区営住宅におけるエレベーターの設置状況

- 5階建て以上の住宅は、全13住宅のうち11住宅
- 11住宅のうちエレベーターが設置されている住宅は、7住宅

3. 二葉一丁目区営住宅エレベーター設置の検討結果

当該住宅に新規にエレベーターを設置した場合は、「建築基準法」および「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に不適合となる。

不適合内容は次のとおり。

- (1) 昭和52年に建築基準法の改正により日影規制が定められ、昭和44年度に建設された当該住宅は、すでに日影規制に抵触する「既存不適合」となっている。
- (2) 新たに北側にエレベーターを設置した場合には、さらに新たなる日影規制に抵触する日影が発生することとなる。